

引取業者登録申請（新規及び更新）に必要な書類

様式	引取業者登録申請書（様式第一）		
	役員等名簿		申請者が法人の場合，必要に応じて使用
	事業所一覧表		複数の事業所を申請する場合に使用
	誓約書（欠格事項に該当しない旨）	※	
添付書類等	法人：登記簿謄本（現在事項全部証明書） 個人：住民票 （本籍（外国人の場合は国籍等）記載）	※	申請日の3ヶ月前以内に発行のもの
	法定代理人の住民票 （本籍（外国人の場合は国籍等）記載）	※	申請者が未成年者である場合 申請日の3ヶ月前以内に発行のもの
	事業所周辺の地図	※	1/1500～8000程度で事業所の位置を明記
	次のいずれかの書類		
	a. カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類		「残存フロン確認の方法」の図面を参考にしてください。
	b. カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類		自動車整備士や中古自動車査定士の資格証の写し，業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等
	登録手数料 （5,600円分（新規）の神戸市収入証紙） （3,600円分（更新）の神戸市収入証紙） （販売場所等：右に記載）		神戸市収入証紙販売場所 ○三井住友銀行神戸市役所出張所（2号館2階） ○神戸市役所内売店（2号館地下1階） 営業時間：銀行15時まで，売店19時まで （収入印紙や兵庫県収入証紙は使用できません）
備考	登録通知書について：郵送による受取りを希望の場合 切手（120円分（2事業所以上は140円））		神戸市役所内郵便局（2号館1階）で購入可能 営業時間：17時まで

○ 提出部数はいずれも1部ですが、「申請者控え」としてさらに1部用意されることをお勧めします。
なお、「申請者控え」は添付書類を含めすべてコピーで結構です。

○ ※のついた書類については，フロン類回収業者等と引取業者の登録申請を同時に行う場合は，いずれか一方のみに添付していただければ結構です。

この際，もう一方には「同時申請（届出）に関する申立書」を添付してください。

提出及びお問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所3号館5階）

神戸市環境局事業系廃棄物対策室施設ライン

TEL:078-322-6428 Fax:078-322-6063

引取業者 登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

神戸市長 あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
事業所の名称及び所在地	
名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

(a) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有していません。

(b) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄について、まとめて記載することも可能とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

役員等名簿

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法人でない場合、若しくは申請書の『役員の名簿』欄に記入済みの場合は記入不要です。
 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）について記入してください。

事業所一覧表

事業所の名称	事業所所在地
	電話番号
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -
	〒 () -

申請書に記入した事業所の他に申請する事業所がある場合等に記入してください。
神戸市内で申請する事業所について記入してください。

誓 約 書

年 月 日

神戸市長 あて

(申請者)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

{私
当社, 当社の社員} は, 下記に掲げる「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
{第 45 条}
{第 56 条} 第 1 項第 1 号から第 7 号のいずれにも該当していません。

また, {引 取 業}
{フロン類回収業} の登録を受けた後は, 法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお, 法令等に違反した場合は, いかなる処分を受けても異議ありません。

〔使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第 45 条（第 56 条） 第 1 項第 1 号から第 7 号〕

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 自動車リサイクル法, フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ, その執行を終わり, 又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 第 51 条（第 58 条）第 1 項の規定により登録を取り消され, その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 引取業者（フロン類回収業者）で法人である者が, 第 51 条（第 58 条）第 1 項の規定により登録を取り消された場合において, その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者（フロン類回収業者）の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 第 51 条（第 58 条）第 1 項の規定により事業の停止を命じられ, その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

残存フロン類の確認方法

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

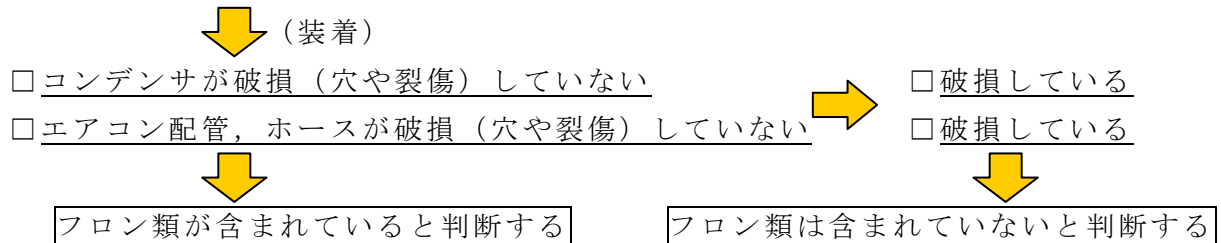
■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

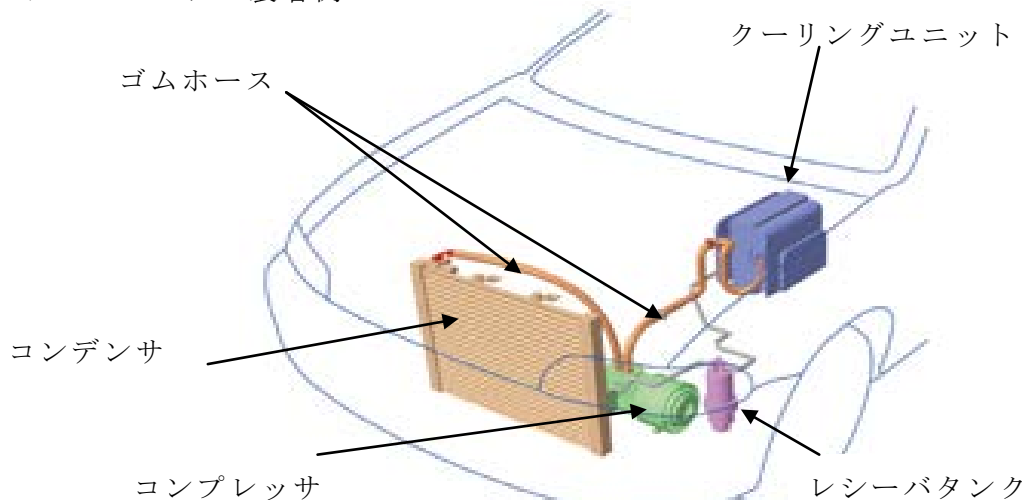
エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



■ 必要に応じて、以下により確認

- 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

＜エアコンシステム装着例＞



年 月 日

神戸市長 あて

(申請・届出者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

同時申請（届出）に関する申立書

本申請（届出）における下記の添付書類については、年 月 日付で貴庁に同時に申請（届出）した {引取業者 解体業者} に係る {登録申請書 変更届出書} {フロン類回収業者 破碎業者} に係る {登録更新申請書} のものと共通しておりますので、省略いたします。

記

- 商業登記簿謄本
- 住民票の写し（本人・法定代理人）
- 誓約書
- 事業所周辺の地図
- その他（)